

第3次

多治見市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 改定（中間見直し）

令和4年3月

多治見市

(目 次)

はじめに	1
第1章 基本方針	2
第2章 目標年次	3
第3章 ごみの排出状況	4
第1節 ごみ処理の概要	4
1. 処理・処分対象ごみ	
2. ごみ処理体系	
第2節 排出抑制・再資源化の現状	6
1. ごみの発生抑制	
2. 収集前段階における再資源化	
3. 収集・中間処理段階における再資源化	
第3節 収集・運搬の状況	9
1. 収集・運搬体制	
2. 収集・運搬実績	
第4節 中間処理の現状	14
1. ごみ焼却施設の概要と処理実績	
2. ごみ焼却施設における環境測定状況	
3. 生ごみ堆肥化及びBDF製造施設の概要	
第5節 最終処分	20
1. 最終処分場の概要と処理実績	
2. ごみの処理主体	
第6節 現況におけるごみ処理の課題	25
1. 排出抑制・再資源化	
2. 収集・運搬	
3. 中間処理	
4. 最終処分	
5. 啓発と具体的行動	
第4章 ごみ処理基本計画	28
第1節 排出抑制・再資源化計画	28
1. ごみの排出抑制・再資源化に関する目標	
2. 排出抑制・再資源化の方法及び資源化量	
第2節 収集・運搬計画	31
1. 収集・運搬に関する目標	
2. 収集区域と人口	
3. 収集・運搬方法及び量	
第3節 中間処理	34
1. 中間処理に関する目標	
2. 中間処理対象ごみ及び量	

3. 運転管理計画	
4. 焼却処理に伴うエネルギー回収・利用方法	
5. 焼却により発生する溶融スラグ、メタルの資源化方法	
6. 分別により収集された資源の処理	
第4節 最終処分計画	・ ・ ・ ・ ・ 38
1. 最終処分に関する目標	
2. 最終処分の方法	
3. 跡地利用計画	
第5節 啓発・環境教育	・ ・ ・ ・ ・ 39
1. 啓発	
2. 環境教育	
第6節 国・県に対する要望	・ ・ ・ ・ ・ 41

はじめに

廃棄物をめぐる社会情勢は、便利さの追求に立脚した大量生産・大量消費・大量廃棄から、循環型社会への移行が進んできています。平成 12 年の循環型社会形成推進基本法をはじめとして法的整備が進み、ごみ減量や再資源化（リサイクル）の推進に向けた取り組みが、市民活動や企業活動、そして多くの自治体の具体的行動につながっています。しかし、今後さらに進む人口減少や高齢社会における問題、限られた自治体財政の中でのごみ処理費用負担のあり方など、課題が残されていることも現実です。

以上のような認識に立ち、多治見市がどのような廃棄物処理を行っていくのか、その基本的な枠組みを示していきます。

多治見市では、市民の協力を得て、国内他市に先駆け昭和 58 年からカン金属類、ビン類の分別収集を開始し、さらに資源集団回収（平成 3 年～）や生ごみ処理容器の助成制度（昭和 60 年～）、指定ごみ袋制（平成 9 年～）など、ごみ減量・再資源化の施策を推進してきました。

こうした中で、平成 10 年度、環境庁（現環境省）のモデル都市として「循環型社会システム構想」を策定し、ごみを資源として活用し、「脱焼却」「脱埋立」を目標とする計画をつくりました。この計画は、年次目標を設定し、その目標毎にハード面、ソフト面を充実させて、資源化率を上げることにより、循環型社会を目指していくものです。

その第一段階として、平成 12 年 4 月から資源の種類を増やし、家庭ごみの 23 分別収集を始めるとともに、平成 15 年 4 月からは破碎施設を併設したコークスベッド式直接熔融炉を備えた焼却施設（三の倉センター）を本格稼働させ、焼却灰の熔融資源化と廃棄物発電を行っています。

また、構想策定のきっかけとなった最終処分場建設については、平成 17 年に候補地の地元とも建設合意に至り、平成 22 年 6 月からの運用を開始しました。この施設は、焼却施設から排出される飛灰専用の最終処分場で、屋根付きの「クローズドシステム」を採用しています。

平成 23 年度には、「循環型社会システム構想」の中間検証および構想の見直しを、平成 28 年度に最終検証を行い「循環型社会システム構想」の年次目標は達成できず終了しましたが、基本理念は変更せず、究極の目標である「脱焼却」「脱埋立」、処理経費の削減、市民への負担等を念頭に置いて、継続して取り組んでいきます。

以上の状況を踏まえ、今後の多治見市のごみ減量・再資源化（リサイクル）対策を含めた廃棄物処理に対する基本的な考え方と取り組むべき方策を定めるため、ごみ処理基本計画を定めます。

令和4年 3 月改定

第1章 基本方針

「大量生産→大量消費→大量廃棄」から「生産→消費→資源化→再商品化→消費」という循環型社会システムの構築を目指すことが、国内外の世論の主流になってきています。

多治見市においても「多治見市循環型社会システム構想」を平成10年度に策定し、地方都市という限られた地域の中で、市民と事業者と行政がそれぞれの役割を果たし、計画的に数値目標を達成していく仕組みを提示しています。多治見市一般廃棄物処理(ごみ処理)基本計画も、この循環型社会システムの構築を基本原則とし、長期的なビジョンのもとに、ごみの発生抑制から処分までの一貫した廃棄物対策と処理体系を築き、適正処理を推進しようとするものです。

【一般廃棄物処理の基本方針】

1. 諸計画との調和

総合計画、環境基本計画に基づいて、都市計画、土地利用計画、環境保全計画の諸計画及び循環型社会システム構想の基本理念と十分に整合のとれた計画とします。

2. 発生抑制・排出抑制の推進

再資源化(リサイクル)や適正処理よりも優先して、使い捨て型の生活様式を見直し、ごみを生まない生活様式の確立を目指します。

3. 分別排出と再資源化の促進

再利用(リユース)、再資源化(リサイクル)の促進を図り、省資源、省エネルギーにつなげていくため、市民と事業者と行政が協力して、ごみの分別排出、処理過程での再資源化等を推進します。

4. 適正処理の推進

多治見市の区域内で分別排出されたごみを速やかに収集・運搬し、衛生的、効果的かつ安定的に無害化、減量・減容化、再資源化することによって、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ります。

5. 処分施設の適正化・高度化

現在の法基準、技術基準を踏まえて、適正かつ高性能な処分施設建設の推進を図るとともに、周辺環境に対する公害、災害等の防止に万全を期します。

6. 環境保全を重視した経済的で効率の良いごみ処理体系の確立

ごみ処理に当たっては、地域の環境保全に重点を置き、経済的で効率的な運営を行うことを基

本として、収集、運搬、中間処理・最終処分の各処理体制を長期的展望のもとに、相互に整合のとれた体系として計画的に整備します。

7.他自治体との連携と国・県に対する要望

不法投棄への対応など広域での対応が必要となっています。自治体単独では解決できない課題に対し、他自治体との連携を図り、国・県への要望を行っていきます。

第2章 目標年次

本計画の目標年次は、平成29年度から令和8年度までの10年間です。

また、社会情勢の変化等に伴う計画の見直しは、平成29年度から5年目の令和3年度に行い、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じ見直しを行います。

ごみ問題への対応策は、単にごみだけを独立させて議論できるものではなく、その背景にある経済、社会の構造や枠組みといった問題、さらには一人一人の生き方や生活様式にかかる問題として、環境保全と資源循環という視点から取り組んでいく必要があります。

限りある自然と資源、環境と共生できる資源循環型・環境保全型の都市を構築していくことを市民、事業者と行政の共通目標として確認するとともに、ごみの排出抑制と適正処理を行っていくこととします。

第3章 ごみの排出状況

第1節 ごみ処理の概要

1.処理・処分対象ごみ

家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物及び一部の産業廃棄物

・家庭系一般廃棄物…一般家庭から排出される廃棄物

・事業系一般廃棄物…事業活動に伴って生じる一般廃棄物

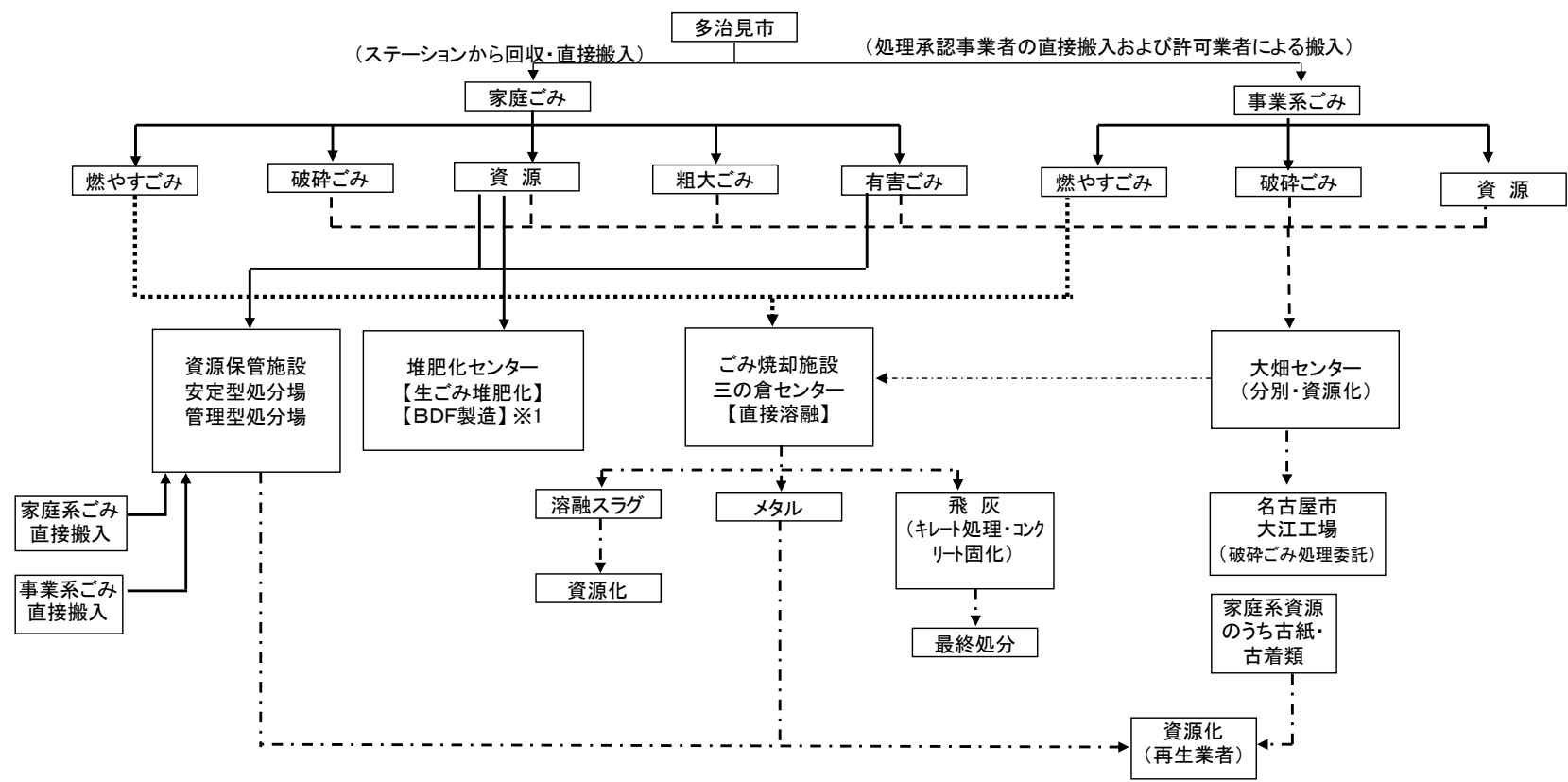
なお、産業廃棄物については、一般廃棄物の処理に支障のない範囲で処理を行います。

2.ごみ処理体系

体系図を図3-1で示します。

- (1) 燃やすごみ(粗大ごみを含みます。)は、コークスベッド式直接溶融炉を備えた施設(三の倉センター)で処理します。排出されるメタルと溶融スラグは、建設材料等として再資源化されます。飛灰は、キレート処理後にセメント固化し、大畑センター管理型最終処分場及び名古屋市愛岐処分場で埋立処分されます。
- (2) 破碎ごみ(粗大ごみを含みます。)は、破碎選別の後、鉄とアルミは再資源化され、それ以外は焼却溶融処理されます。しかし、令和元年8月に発生した火災により破碎選別機が破損したため、破碎選別は現在行っていません。
破碎ごみは、手作業により分別した後、三の倉センターで焼却処理をするか、名古屋市の大江工場へ処理委託しています。
- (3) 資源は、三の倉センター及び大畑センター(笠原クリーンセンターは、平成28年3月末で受け入れ休止)で保管・選別・圧縮し、民間処理業者へ引き渡し、資源化されます。なお、リサイクルステーションの古紙類と古着類は、直接、民間業者へ搬入しています。
- (4) 有害ごみ(乾電池、水銀体温計、蛍光管)は、民間処理業者に引き渡し、無害化処理した後、再資源化や埋立処分されます。
- (5) 排出抑制、再資源化促進のため、生ごみ処理装置に対する補助制度を継続するとともに、ボカシの普及に努めています。また、平成3年度から実施している古紙や古着等の資源集団回収事業を引き続き支援しています。
- (6) 少量の産業廃棄物(「多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で定めます。)については、三の倉センター、大畑センターで受け入れを行っています。
- (7) 本市の下水道処理施設から排出される下水汚泥は、三の倉センターで焼却溶融処理(燃やすごみとの混焼)しています。

図 3.1 ごみ処理体系



※令和元年の破碎設備焼失により、市の施設で破碎処理ができないため、破碎ごみの処理が変更されています。

※1) 市内の学校給食やモデル地区から排出される食品残渣や天ぷら油を利用

第2節 排出抑制・再資源化の現状

1.ごみの発生抑制

平成9年1月、指定ごみ袋及び粗大ごみシールによる家庭ごみ有料化を実施しました。これを契機に市民のごみ減量に対する関心が高まり、消費者団体では、マイバッグ運動やグリーン購入など環境に配慮された商品の購入の促進に取り組んでいます。

また、多治見市循環型社会システム構想の基本理念に基づき、継続して環境イベントやエコクッキング教室、おとどけセミナーを実施し、ごみ減量・再資源化(リサイクル)の広報に努めています。

平成12年度に家庭ごみの23分別収集が始まり、平成17年7月に、廃棄物処理手数料(指定ごみ袋、持込み処理)の大幅な値上げを実施しましたが、こうした取り組みが再資源化の促進と発生抑制の動機付けにもなっています。

また、平成19年4月に「改正容器包装リサイクル法」が施行され、平成20年10月からレジ袋の有料化が始まりました。令和2年7月にはレジ袋の有料化の取り組みが促進され、プラスチックごみの減量化・資源化の取り組みが進められています。

平成24年4月からは、これまでの23分別収集に資源として「陶磁器食器」を追加し、「23+1分別」として、平成26年度からは一部地域で伐採した草木類の資源化(堆肥)を行い、さらなるごみの減量に取り組んでいます。

2.収集前段階における再資源化

(1)資源集団回収助成

平成3年4月から古紙等を集団で回収する市民団体に奨励金を交付し、回収促進を図ってきました。

しかし、少子高齢化や市による23分別収集開始の影響、民間での回収ステーションの増加等で回収量は減少傾向が続いています。

令和元年度に大規模な団体対象の特別奨励金を廃止し、小規模な団体への支援が手厚くなるように助成単価を引き上げる見直し、令和2年度から適用しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、資源集団回収の中止が増え、回収量が減少しました。(表3.2)

表3.2

資源集団回収量の実績

(単位：t)

項目/年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
集団回収合計	2,766	2,594	2,485	2,176	2,104	1,983	1,184
段ボール	541	526	491	461	446	398	286
新聞	1,331	1,241	1,207	1,008	963	878	458

雑誌	732	669	639	580	566	576	368
牛乳パック	107	29	23	21	19	19	8
古着	27	102	97	81	85	88	50
アルミ缶	28	27	28	25	25	24	14
集団回収奨励金合計(千円)	13,747	13,039	12,499	11,057	10,868	10,518	5,920

(2)生ごみ処理装置購入補助

昭和 60 年度にコンポスト容器の助成制度を創設(購入額の 1/3、限度額 3,000 円)しました。その後、申請者減少のため中断していましたが、リサイクル意識の高まりに伴って平成4年 10 月に制度を充実して再開し(設置費の 1/2、限度額 5,000 円)、さらに平成 10 年4月からは電気式生ごみ処理機を補助対象(購入額の 1/2、限度額 20,000 円)に加えました。買換需要の影響もあり、平成 16～17 年度には申請が増加しましたが、意欲のある人にはある程度普及したという判断もできるため、平成 22 年度に助成制度を見直しました(購入額の 1/4で、処理容器は限度額 2,500 円、電気式処理機は 10,000 円)。

一方、「ボカシ」の取扱いについては、平成年6年 12 月から市による取次販売を開始し、平成6 年 12 月から専用容器も助成対象としています。また、平成 22 年 10 月からは、ダンボールコンポストについても市による取次販売を開始する等、家庭における生ごみの堆肥化を支援しています。

なお、生ごみ処理容器等への助成実績は、表 3.3 に示すとおりです。

表 3.3 生ごみ処理容器等助成実績

項目/年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
生ごみ処理機件数合計	26	21	24	26	27	29	36
コンポスター容器	11	12	14	17	18	22	26
ボカシ容器							
電気式処理機	15	9	10	9	9	7	10
助成額合計(千円)	165	97	120	97	100	84	109

3.収集・中間処理段階における再資源化

平成 12 年度から 23 分別による資源収集を始め、平成 24 年4月からは、『陶磁器食器』についても資源として追加し、『23分別+1区分』としました。従来のステーションではなく、新たに設けた約 480 か所(現在約 600 か所)のリサイクルステーションに、家庭からの資源が排出されます。回収はかご回収方式で、委託業者が前日にかご等を配置し、当日回収を行っています。

分別収集によって回収された資源は、再使用(リユース)又は再資源化(リサイクル)されていますが、市況の状況により、逆有償(料金を支払い引き取ってもらうこと。)になるものもあります。なお、資源化実績(持込み)を表 3.4 に、資源化実績(収集)を表 3.5 に示します。

表 3.4 資源化実績（持込み）

（単位：t）

項目/年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
紙・布類	485	415	362	289	296	284	342
金属、ビン、プラスチック類	54	373	403	328	369	195	349
合 計	539	788	765	617	665	479	691

表 3.5 資源化実績

（単位：t）

項目/年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
紙類	1,482	1,473	1,303	977	915	723	942
新聞紙チラシ	760	725	647	465	431	293	384
雑誌類(含)	480	494	431	332	319	294	360
段ボール	234	245	217	173	158	129	187
牛乳パック	8	9	8	7	7	7	11
布類	95	105	90	77	80	79	139
ガラスビン類	503	484	460	427	394	375	358
カレット合計(※1)	543	612	522	479	479	398	464
白(無色)	249	296	270	254	240	203	240
茶	167	181	164	146	146	133	130
緑	40	52	11	39	39	20	21
黒	87	83	39	12	13	0	12
その他色			38	28	41	42	61
ビン類(千本)	12	13	15	12	14	13	11
金属類	217	221	196	179	180	163	210
飲料缶	74	72	61	52	45	41	54
その他金属	143	149	135	127	135	122	156
プラスチック類	154	139	136	124	129	88	84
白色トレイ	11	10	9	9	9	2	8
色柄トレイ、発泡ス	32	29	28	25	25	6	1
ペットボトル	111	100	99	90	95	80	76
天ぷら油	20	19	20	19	18	16	15
陶磁器食器	37	38	39	37	40	40	46
電池・水銀体温計・蛍光管	29	26	25	24	24	20	23
合 計	2,537	2,505	2,268	1,864	1,780	1,504	1,816

※ 1、2 出荷量

第3節 収集・運搬の状況

1. 収集・運搬体制

(1) 計画収集区域

計画収集区域は、行政区域全域の 9,125ha とします。

(2) 計画収集人口

過去 10 年間の行政区域内人口、計画収集人口は、表 3.6 に示すとおりです。

なお、家庭ごみの全量を自家処理(焼却・埋立)している家庭はないことから、平成 6 年度からは自家処理人口をゼロとして、行政区域内人口と計画収集人口を同数としました。

なお、令和 3 年 10 月現在の行政区域内人口及び計画収集人口はともに 108,404 人、自家処理人口はいません。

表 3.6 過去 10 年間の計画収集人口 (単位: 人)

区分/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
行政区域内人口	115,939	115,178	114,457	113,718	112,891	112,145	111,292	110,598	109,816	108,404
計画収集人口	115,939	115,178	114,457	113,718	112,891	112,145	111,292	110,598	109,816	108,404
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※人口は、10 月 1 日現在のもの

(3) 収集対象ごみの分別区分と排出方法

収集対象ごみの分別区分と排出方法は表 3.7 に、収集車両の内訳は表 3.8、表 3.9 に示すとおりです。

平成 18 年 7 月 1 日からは、笠原町地区を含めた全市域において、多治見市の分別及び排出方法に切り替えています。ただし、収集方法については、燃やすごみ及び破碎ごみは直営収集、笠原町区域は委託収集、資源は市内全域が委託収集で、三の倉センター又は大畑センターに搬入としています。

表 3.7 収集ごみの分別方法と排出方法

排出区分		収集回数	排出方法
缶・金属類	飲料缶	月2回(排出区分により、 2回に分けて収集)	リサイクルステーションへ排出
	その他金属		
紙類	新聞紙、折込チラシ		
	雑誌類、ざつ紙類		
	段ボール		
	飲料用紙パック		
布類	布、古着類		
生きビン	ビールビン		
	一升ビン		
雑ビン	無色		
	茶色		
	緑色		
	黒色		
	その他色ビン、化粧品ビン、ガラス製品		
ペット・発泡類	ペットボトル	3ヵ月に1回	リサイクルステーションへ排出
	白色発泡トレイ		
	色・柄発泡トレイ、発泡スチロール		
天ぷら油	天ぷら油		
有害ごみ	電池、水銀体温計	週2回	指定ごみ袋を使用し、ごみステーションへ排出
	蛍光管		
陶磁器食器	陶磁器食器	月1回	粗大ごみシールを貼って、ごみステーションへ排出
燃やすごみ		品目により燃やすごみ、 破碎ごみのいずれかに 排出	
破碎ごみ			
粗大ごみ			

※資源(カン・金属類、紙類、布類、ビン類、ペット・発泡類、天ぷら油及び有害ごみ)の収集は、平成 21 年度から委託による収集となったため、収集車両は委託事業者の運用によります。

表 3.8、表 3.9 収集車両の内訳

表 3.8(直営分) (令和 2 年 12 月 1 日現在)

区分	積載量	台数	使用区分
パッカー車	3t	5 台	燃やすごみ、破碎ごみの併用
	3.5t	9 台	
	4t	1 台	
	5.5t	1 台	
低床トラック	2t	1 台	一斉清掃、その他作業用
	3t	3 台	
軽トラック	0.4t	1 台	
計		21 台	

表 3.9(委託分)

(令和 2 年 12 月 1 日現在)

区分	積載量	台数	使用区分
パッカー車	4.8t	1 台	資源、燃やすごみ、破碎ごみの併用
	4.4t	1 台	
	3t	1 台	
	2.65t	1 台	
ユニック車	3.95t	2 台	
	3.7t	1 台	
	2t	1 台	
	1.5t	1 台	
	0.85t	1 台	
ダンプ車	3t	1 台	
計		11 台	

2.収集・運搬実績

(1)家庭系ごみ

ごみの排出量は、生活様式の多様化により人口増加率を超える伸びで年々増加していましたが、平成9年1月に導入した指定ごみ袋制により、一定量の減少がありました。その後は若干増加傾向で推移し、平成 15 年度にピークに達した後は減少傾向にあります。

平成 12 年度から開始された家庭ごみの 23 分別収集により、最終的にごみとして出されるものの資源化を図り、市民の分別排出、行政の合理的回収と資源化の役割分担を明確にしましたが、平成 13 年度以降微増傾向が続いていたことから、新たなごみ減量策の実施が必要な状況となっていました。

こうした状況のなか、平成 15 年4月にコークスベッド式直接溶融炉を備えた焼却施設(三の倉センター)が本格稼動したことにより、従来埋立処理をしていた資源化できないプラスチック等を溶融処分することとなったため、埋立処分量については大幅に減少しました。

また、平成 17 年7月には、更なるごみ減量と 23 分別収集の徹底を目指して、廃棄物処理手数料(ごみ袋料金等)の大幅な値上げを実施したことにより、燃やすごみの収集実績(表 3.10)について、毎年度減少傾向を示していました。また、資源回収量についても、店舗等の回収ステーションでの回収が増加したためと減少傾向だったと考えられました。しかし、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭での食事回数や清掃・整理の機会が増加し、家庭ごみの排出量や資源化が増加したと考えられます。(表 3.5)。

多治見区域における、1年間の総収集ごみ量は令和2年度実績が 20,073t(資源含む)で、市民1人1日当り 501g 排出していることになります。

1人1日当りのごみ排出量は、平成17年7月に廃棄物処理手数料(ごみ袋料金等)の値上げを実施したことにより、市民1人1日当たり排出量は大幅に減少し、その後は、毎年度減少傾向となっています。収集運搬実績を表 3.10 に示します。

表 3.10 収集運搬実績

家庭ごみ収集量							(単位:t)
年度/項目	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
家庭ごみ総収集量	21,855	21,560	20,849	20,250	20,042	19,714	20,073
一人一日総排出量(g)	524	521	506	495	494	489	501
一人一日あたりのごみ量(g)	464	461	451	450	451	453	457
人口(単位:人)	114,298	113,462	112,800	112,018	111,137	110,360	109,675
可燃ごみ	19,149	18,903	18,447	18,247	18,097	18,041	18,019
資源	2,508	2,479	2,243	1,840	1,756	1,484	1,793
埋立ごみ	-	-	-	-	-	-	-
粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	-
破碎ごみ	169	152	134	139	165	169	238
有害ごみ	29	26	25	24	24	20	23

※一日あたりのごみ量→資源量を外したごみ量。
人口は、毎年度 10 月 1 日現在

(2) 事業系ごみ

燃やすごみ、破碎ごみ及び資源のうち、事業系のものについては、持込みを原則としており、一般廃棄物収集運搬許可業者(令和2年度更新時 11 社)及び事業者の直接搬入によって、11,014t(令和2年度)の一般廃棄物が持ち込まれています。このなかで、燃やすごみは飲食店及び大規模店舗等の事業所によるものが多く、今後は、事業系の持込みごみの減量化が課題となっています。

なお、本市の場合は、陶磁器関連産業が地場産業となっているため、その支援と適正処理の観点から、産業廃棄物の併せ処理(「多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により多治見市の一般廃棄物処理施設で受け入れることができる産業廃棄物を一般廃棄物と一緒に併せて処理)をしています。事業系一般廃棄物量と産業廃棄物量の実績を表 3.11に示します。

表 3.11 事業系一般廃棄物量、産業廃棄物量の実績

(単位:t)

項目/年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
一般廃棄物合計	10,375	10,498	10,633	10,880	11,074	11,234	11,014
許可業者	7,977	8,179	8,409	8,461	8,787	8,956	8,663
事業所等	2,398	2,319	2,224	2,419	2,287	2,278	2,352
名古屋市搬入分	-	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物合計	2,399	2,429	2,497	2,751	2,782	3,436	3,097

(3)家電4品目の引取状況

平成 13 年度からは特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づいて、排出者が処理していますが、依頼がある場合は排出者から運搬料金を徴収した上で、大畑センター(笠原クリーンセンターは平成 28 年3月末で受け入れ休止)にて引き取り、メーカーの指定引取場所へ搬入を行っています。

平成 28 年度からの引取実績を表 3.12 に示します。

表 3.12 家電 4 品目引取実績

(単位:台)

品目/月	H28	H29	H30	R元	R2
冷蔵庫	2	3	2	1	5
洗濯機・衣類乾燥機	2	6	4	5	4
テレビ	3	14	10	20	23
エアコン	1	0	3	2	1
計	8	23	19	28	33

第4節 中間処理の現状

本市の中間処理施設は、ごみ焼却施設(三の倉センター)、破碎とビン手選別カレット化施設及びペットボトル減容処理施設(リサイクルストックヤード)及び生ごみ堆肥化とBDF(Bio Diesel Fuel:バイオディーゼル燃料)製造施設(堆肥化センター)です。

三の倉センターは、平成15年4月からコークスベッド式直接熔融炉が稼働しています。処理能力は170t/日であり、燃やすごみのほか、下水汚泥も焼却しています。また、焼却炉から排出される熔融スラグ、メタルは再資源化(リサイクル)しており、飛灰についてはキレート処理した後、コンクリート固化し最終処分場へ搬入しています。

燃やすごみは平成15年4月から稼働した焼却施設で焼却熔融処理しています。資源化効果の大きい焼却熔融処理を行い、1800度の高温で熔融するため、ダイオキシン等の有害物質を大幅に減らすことができます(ダイオキシンは、法定基準0.1ナノグラム※ $\text{Ng-TEQ/m}^3\text{N}$ 、ナノグラムは10億分の1グラム)を大幅に下回る0.05ナノグラム以下に、硫黄酸化物や窒素酸化物も50ppm以下におさえることができます。下水汚泥・し尿汚泥についても同様に、焼却施設で焼却熔融処理します。

破碎ごみは、手作業により分別した後、三の倉センターで焼却処理、または名古屋市の大江工場に処理委託されています。また、焼却炉から排出されるメタルとスラグは建設資材として資源化されます。最終的に埋め立てとなるのは、焼却後飛灰となり、重量は元のごみの6%程度になります。

資源のうち飲料缶(スチールとアルミ)は、選別後圧縮し、その他金属は破碎後選別します。ペットボトル等のプラスチック類とビン類は、リサイクルプラザで選別、減容・圧縮処理を行い、最終処分を除いた一体的な処理を推進しています。

発泡トレイは、大畑センターで手選別作業を行い、白色発泡トレイは容器包装リサイクル協会にリサイクルを依頼しています。色・柄発泡トレイは、令和元年度から、暫定的処理として焼却しています。

また、資源のうち収集古紙と古着は、原則として、回収資源化業者へ直接搬入しますが、必要に応じて施設での一時保管と選別も進めます。

天ぷら油は、平成18年1月からは堆肥化センターで軽油の代替となるBDFに改質し、ごみ収集車(一部)の燃料として再利用しています。

粗大ごみは、再生利用価値の高いものはリサイクルプラザで簡易修繕後再利用を図り、それ以外は、破碎処理後金属を回収します。

有害ごみ(廃蛍光灯、廃乾電池及び水銀体温計)は、一時保管後専門業者に処分を委託し資源化及び適正な処理を行っています。

家庭の陶磁器食器については、回収後大畑センターへ集積し、手選別にて異物を取り除いた後、業者へ粉碎処理を委託しています。

なお、大畑センターは、市民・事業者の資源持込みセンターとしての機能を維持します。

笠原クリーンセンターは、平成11年3月に竣工し、同センター内に併設のリサイクルセンターでは、

缶類、ビン類等持込み資源の一時保管をしていました。なお、焼却炉(処理能力 18t/日)は、合理化のため、平成 21 年3月末に焼却炉を休止し、平成 28 年3月末をもって市民・事業者のごみや資源の受け入れを休止しました。今後は、緊急時の一般廃棄物の受け入れ場所として機能を維持します。

平成 18 年1月からは、堆肥化センターが稼動し、小中学校及び多治見市民病院、岐阜県立多治見病院の給食から排出される残菜や残飯、モデル地区の住民の協力により集められた生ごみの堆肥化及び分別収集された天ぷら油からのBDF製造を開始しています。

1.ごみ焼却施設の概要と処理実績

(1)ごみ焼却施設の概要

多治見市のごみ焼却施設、三の倉センターの概要を表 3.13 に示します。

表 3.13 三の倉センターの概要

項 目	仕 様
名称	1. 三の倉センター(リサイクルプラザ)
所在地	多治見市三の倉町猪場37
計画処理能力	170t/日(85t/24h×2 系列)
処理対象物	一般都市ごみ(130t/日) 下水汚泥 (38t/日) し尿汚泥 (2t/日)
炉形式	コークスベット式直接熔融炉方式
①受入れ・供給設備	ピット・アンド・クレーン全自動(ごみピット 910t) 汚泥受入投入装置
②燃焼設備	コークスベット式直接熔融炉式(1700℃～1800℃)
③燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ式
④排ガス処理設備	バグフィルター 乾式塩化水素除去装置 ダイオキシン除去装置(活性炭噴霧) NO _x 除去装置(触媒脱硝装置)
⑤排水処理設備	場内循環使用(クローズドシステム)
⑥通風設備	平衡通風方式
⑦余熱利用設備	発電(余剰分は電力会社へ売電)
⑧熔融物処理設備	コンベヤバンカ方式
⑨飛灰処理設備	薬剤処理バンカ方式
リサイクルプラザ	処理能力 7t/日 資源化(ペットボトル)施設 1t/日 ビンストックヤード 6t/日
敷地面積	40, 500 m ²
建築面積	着工 平成 12 年8月
建設年度	竣工 焼却場 平成 15 年3月 (リサイクルプラザの一部は平成 17 年3月完成)
設計・施工	新日本製鉄株式会社
総事業費	約127億円

(2)ごみ焼却実績

三の倉センターのごみ焼却実績を表 3.14 に示します。

表 3.14 ごみ焼却実績(三の倉センター分)

(単位:t)

区 分 \ 年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
三の倉センター焼却量 (t)	42,915	44,344	44,283	44,341	42,986	44,382	46,260
燃やすごみ(t)	34,841	36,073	36,203	35,927	34,767	36,423	38,349
下水・し尿汚泥(t)	8,074	8,271	8,080	8,414	8,219	7,958	7,911
1 日当焼却量(t)	153	158	151	151	149	146	151
一基当たりの稼働回数 (日)	281	281	294	298	289	303	305
稼働時間 1.2 号延べ(h)	13,074	13,189	13,755	14,150	14,121	14,552	14,455
副資材(コークス使用量) (t)	2,921	2,924	3,016	3,077	2,868	3,260	3,320
スラグ搬出量(t)	2,672	2,986	3,113	3,072	2,790	2,871	2,626
メタル搬出量(t)	519	560	556	562	577	711	769
焼却飛灰搬出量(t)	2,893	2,752	2,594	2,555	2,473	2,451	2,664
使用水量 (m ³)	42,086	49,144	51,021	51,469	43,255	45,466	50,147
使用電力量 (MWh)	12,009	12,527	12,084	11,843	11,294	11,588	11,573
発電量(MWh)	12,861	12,699	12,814	13,731	13,609	13,430	14,098
送電量(MWh)	1,846	1,411	1,661	2,357	2,480	2,339	2,806

2.ごみ焼却施設における環境測定状況

三の倉センターでは、周辺環境保全のため排ガス検査等を定期的に行い監視に努めています。

なお、三の倉センターの調査結果を表 3.15、表 3.16 に示します。

表 3.15 三の倉センターのダイオキシン調査結果

検査日	炉別	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	飛灰 (ng-TEQ/g)	飛灰処理物 (ng-TEQ/g-dry)	スラグ (ng-TEQ/g-dry)	主灰 (ng-TEQ/g)
H28.6.29	1号	0.0059	-	0.58	0.000012000	-
	2号	0.0021				
H29.6.30	1号	0.0100	-	0.48	0.000400000	-
	2号	0.0110				
H30.7.5	1号	0.0150	-	0.44	0.000030000	-
	2号	0.0035				
R1.8.6	1号	0.0020	-	0.46	0.00000520	-
	2号	0.0026				
R2.7.29	1号	0.0019	-	0.64	0.00000078	-
	2号	0.0001				

※排ガス基準 80ng-TEQ/g(平成14年11月まで)、5ng-TEQ/g(平成14年12月1月から)

※排ガス(三の倉センター自主基準0.05ng-TEQ/m³N)

表 3.16 三の倉センターの周辺土壌

検査日	採取場所	土壌(pg-TEQ/g)
H28.9.27	三の倉センター周辺	19.00
H29.9.25	三の倉センター周辺	0.01
H30.10.24	三の倉センター周辺	1.30
R1.9.30	三の倉センター周辺	1.30
R2.12.8	三の倉センター周辺	1.10

※土壌基準暫定ガイドライン 1,000pg-TEQ/g

3.生ごみ堆肥化及びBDF製造施設の概要

ごみ減量の推進には、現行の燃やすごみの約2割を占める生ごみの資源化が不可欠です。焼却炉において生ごみを焼却処理することも可能ですが、少しでも資源化を促進するために、平成18年1月から堆肥化センターの運用を開始し、生ごみの資源化方法について、学校給食や市民病院給食の残渣をもとに、モデル地区や池田南地区の住民協力を得ながら調査、研究を進めています。

また、分別収集等で回収される天ぷら油(植物性)をBDFとして精製し、一部の収集車用燃料として利用しています。

なお、堆肥化センターの概要を表3.17に、堆肥化及びBDF製造実績を表3.18に示します。

表 3.17 堆肥化センター概要

所在地	多治見市三の倉町猪場 37 番地
敷地面積	1,400 m ²
施設概要	1) 堆肥化プラント 堆肥舎(鉄骨造平屋 243 m ²) 堆肥化プラント(高速1次発酵機1基・自動投入機1基) 堆肥熟成槽・事務所・合併浄化槽・保管庫
	2) BDFプラント BDF製造棟(鉄骨造平屋 50 m ²) BDF製造装置・給油装置
処理能力	1) 堆肥化プラント 最大処理能力 1,000kg/日 2) BDFプラント 100 t/日
処理方式	1) 堆肥化プラント 一次高速発酵処理(好気性高熱菌による高速発酵) + 二次発酵処理 2) BDF製造施設 メチルエステル化法
処理対象物	1) 堆肥化プラント 一般食品残渣 2) BDFプラント 植物性廃食油
総事業費	約0.85億円

表 3.18 堆肥排出量及びBDF製造量

項目 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
堆肥化プラント							
搬入量(kg)	138,423	137,761	148,392	130,262	95,284	92,319	90,489
搬出量(kg)	38,093	34,514	39,887	35,162	17,635	29,985	34,168
BDF製造施設							
搬入量(リットル)	39,800	36,755	39,323	38,955	43,470	43,410	41,995
製造量(リットル)	5,394	3,999	2,139	1,860	2,046	2,232	2,139

第5節 最終処分

1.最終処分場の概要と処理実績

本市における最終処分場は、管理型・安定型処分場を有する大畑センターと笠原クリーンセンターがあります。

旧笠原町との合併以前、管理型処分場を保有していない本市の最終処分は、名古屋市愛岐処分場に依存しており、ごみ焼却施設からの焼却残渣や収集された埋立ごみ(粗大ごみ含む)を埋め立てていました。

その後、平成 15 年度には焼却施設(三の倉センター)を更新し、熔融炉を導入したことにより、従来埋立処分されていた廃プラスチック・ビニール類を焼却することとなったため、熔融炉から発生する飛灰のみを名古屋市愛岐処分場に持ち込んでいました。

こうした最終処分の状況を改善し、区域内の廃棄物は自己処理するという原則を実現するため、平成 22 年度に、クローズドシステム(屋根付きで雨水を場内に入れない仕組み)による最終処分場を建設しました。

(1)大畑センターの概要

大畑センターは、昭和 47 年から安定型処分場を、平成 22 年6月から管理型処分場を開設し、受け入れを行っています。対象としては、一般家庭から出る廃棄物と事業所から出る産業廃棄物のうち、市内で発生した少量のものに限り、受け入れを行っています。また、三の倉センターでの焼却処分後に発生する飛灰固化物を受け入れています。さらに、他センターと同様、一般家庭から出る資源の常設ステーションとして機能しています。なお、大畑センターの概要を表 3.19 に示します。

現在、大畑センターでは令和元年8月に三の倉センターで発生した火災で破砕機が使用できないため、破砕ごみの一時仮置き場として利用しています。

なお、大畑センターの概要を表 3.19 に示します。

表 3.19 大畑センターの概要

名称	大畑センター
所在地	多治見市大畑町大洞 48 番地の 35
敷地面積	114,771 m ²
(安定型最終処分場)	
開設	昭和 47 年 6 月
埋立面積	81,888 m ²
埋立容量	2,320,729m ³
埋立残容量	121,850 m ³ (令和 2 年度末)
排水処理	無し
埋立物	安定五品目の内、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類
(管理型最終処分場)	
開設	平成 22 年 6 月
埋立面積	4,260 m ²
埋立容量	35,000m ³

残余容量	23,544 m ³ (令和 2 年度末)
排水処理	無し(屋根付クロードシステム)
埋立物	三の倉センターで排出される飛灰固化物
(その他施設)	
資源ストックヤード	410 m ²
資源選別場	589 m ²

(2) 笠原クリーンセンターの概要（平成 28 年3月末で受け入れ休止）

一般廃棄物最終処分場として、昭和 40 年 1 月に開設され、現在では安定型最終処分場、管理型最終処分場、浸出水処理施設を併せもった施設です。

安定型最終処分場は、昭和 51 年 4 月に開設され、安定型 5 品目（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類）の中のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類の埋立を行ってきました。

管理型最終処分場は、平成 7 年 4 月に開設され、これまで、焼却灰、不燃ごみ、汚泥の埋立を行っていました。埋立地から出る浸出水は、超軟質塩化ビニールで土壌には染み込まないようになり、継続して併設された浸出水処理施設にて適正に水処理をしています。

平成 28 年 4 月以降は、災害や火災などの緊急時の埋立廃棄物処理に対応しています。
なお、笠原クリーンセンターの概要は表 3.20 に示します。

表 3.20 笠原クリーンセンターの概要

名称	一般廃棄物最終処分場
所在地	多治見市笠原町 4022 番地の 7
敷地面積	103,207 m ²
(安定型最終処分場)	
開設	昭和 47 年 6 月
埋立方法・方式	山間埋立 サンドイッチ方式
埋立面積	85,535 m ²
埋立容量	1,451,795 m ³
埋立残余容量	106,925 m ³ (令和 2 年度末)
埋立物の種類	安定型 5 品目のうち、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類
(管理型最終処分場)	
開設	平成 7 年 4 月
埋立方法・方式	準好気性埋立構造 サンドイッチ方式
埋立面積	6,100 m ²
埋立容量	30,000 m ³
埋立残余容量	29,641 m ³ (令和 2 年度末現在)
埋立物の種類	焼却灰、不燃ごみ、汚泥
(浸出水処理施設)	日処理量 25 m ³

(3)最終処分実績

最終処分実績を表 3.21、表 3.22 に示します。

表 3.21 埋立実績(大畑センター及び愛岐処分場) (単位:t)

区 分 \ 年 度		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
大畑センター埋立量 合計		2,871	2,141	3,345	2,823	2,744	2,945	3,224
安定型	一般廃棄物	455	164	793	202	243	259	298
	産業廃棄物	639	334	1,015	1,166	1,098	1,248	1,215
管理型	焼却飛灰(固形物)	1,777	1,643	1,537	1,455	1,403	1,438	1,711
愛岐処分場								
三の倉センター焼却飛灰		1,116	1,105	1,057	1,101	1,070	1,020	953
総 合 計		3,987	3,246	4,402	3,924	3,814	3,965	4,177

表 3.22 埋立実績(笠原クリーンセンター) (単位:t)

区 分 \ 年 度		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
埋立量合計		481	1,334	168	154	144	199	52
安定型搬入量	一般廃棄物	119	428	—	—	—	—	—
	産業廃棄物	339	765	—	—	—	—	—
管理型搬入量		23	141	168	154	144	199	52

(4)大畑センターにおける環境測定状況

大畑センターでは、周辺環境保全のため水質検査を定期的に行い監視に努めています。

なお、表 3.23 にダイオキシン調査結果を、表 3.24 に放流水検査結果を示します。

表 3.23 大畑センターのダイオキシン調査結果

検査日	放流水(pg-TEQ/ℓ)	地下水(堰堤下)(pg-TEQ/ℓ)
H28.9.26	0.0047	0.035
H29.9.26	0.0037	0.120
H30.9.26	0.0051	0.260
R1.10.29	0.011	0.520
R2.9.30	0.0054	0.22

※放流水基準 10pg-TEQ/

表 3.24 大畑センターの放流水検査結果

検査項目 \ 年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	排水基準※1
pH	7.5	7.3	7.4	7.5	7.4	5.8-8.6
BOD mg/ℓ	2.8	2.1	1.2	1.7	2.3	60以下
COD mg/ℓ	3.7	2.6	3.6	2.9	2.1	90以下
SS mg/ℓ	5.0	4.0	17.0	4.0	3.0	60以下
n-ヘキサン抽出物質 mg/ℓ	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5以下
フェノール類含有量 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	5以下
銅含有量 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	3以下
亜鉛含有量 mg/ℓ	0.07	0.05	0.06	0.07	0.06	2以下
溶解性鉄含有量 mg/ℓ	0.17	0.21	0.18	0.14	0.12	10以下
溶解性マンガン含有量 mg/ℓ	0.11	0.17	0.11	0.07	0.14	10以下
クロム含有量 mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	2以下
大腸菌群数 個/mℓ	29	30	5	120	4	3000以下
窒素含有量 mg/ℓ	4.4	3.3	3.0	3.5	2.8	120以下
燐含有量 mg/ℓ	0.045	0.042	0.039	0.038	0.77	16以下
カドミウム及びその化合物 mg/ℓ	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
シアン化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
有機燐化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
鉛及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
六価クロム化合物 mg/ℓ	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5以下
砒素及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物 mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
アルキル水銀化合物 mg/ℓ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
PCB mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.003以下
トリクロロエチレン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
テトラクロロエチレン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ジクロロメタン mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
四塩化炭素 mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
1,2-ジクロロエタン mg/ℓ	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン mg/ℓ	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3以下
1,1,2-トリクロロエタン mg/ℓ	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
チウラム mg/ℓ	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
シマジン mg/ℓ	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
チオベンカルブ mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
ベンゼン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
セレン及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ほう素及びその化合物 mg/ℓ	1.3	0.9	0.9	1.2	0.9	50以下
ふっ素及びその化合物 mg/ℓ	0.1	0.3	0.3	0.2	0.2	15以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/ℓ	3.1	2.2	2	3	2	※3
1,4-ジオキサン mg/ℓ	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5以下

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準(別表第1)

※2 「検出されないこと」とは、同省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものに亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg以下

(5)笠原クリーンセンターにおける環境測定状況

笠原クリーンセンターでは、周辺環境を十分に配慮するため、水質検査を定期的に行い監視に努めています。

なお、検査結果を表 3.25、表 3.26 に示します。

表 3.25 笠原クリーンセンターのダイオキシン調査結果

検査日	放流水 (pg-TEQ/ℓ)	地下水 (堰堤下) (pg-TEQ/ℓ)
H28.9.26	0.00012	0.0140
H29.9.26	0.000045	0.0340
H30.9.26	0.000033	0.0480
R1.10.29	0.000062	0.0310
R2.9.30	0.019	0.018

※放流水基準 10pg-TEQ/ℓ、地下水 基準なし

表 3.26 笠原クリーンセンターの放流水調査結果
処理水の性状

検査項目 \ 年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	排水基準※1
pH	7.9	8.2	7.8	7.7	8.1	5.8-8.6
BOD mg/ℓ	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	60以下
COD mg/ℓ	1.8	2.1	1.6	1.6	1.3	90以下
SS mg/ℓ	2.0	1未満	1未満	1未満	1未満	60以下
n-ヘキサン抽出物質 mg/ℓ	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5以下
フェノール類含有量 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	5以下
銅含有量 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	3以下
亜鉛含有量 mg/ℓ	0.05	0.01未満	0.07	0.07	0.06	2以下
溶解性鉄含有量 mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	10以下
溶解性マンガン含有量 mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	10以下
クロム含有量 mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	2以下
大腸菌群数 個/ml	0	180	2	47	0	3000以下
窒素含有量 mg/ℓ	3.9	3.0	4.3	3.3	3.9	120以下
燐含有量 mg/ℓ	0.035	0.029	0.033	0.027	0.054	16以下
カドミウム及びその化合物 mg/ℓ	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
シアン化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
有機磷化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
鉛及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
六価クロム化合物 mg/ℓ	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5以下
砒素及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物 mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
アルキル水銀化合物 mg/ℓ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
PCB mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.003以下
トリクロロエチレン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
テトラクロロエチレン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ジクロロメタン mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
四塩化炭素 mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
1,2-ジクロロエタン mg/ℓ	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン mg/ℓ	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3以下
1,1,2-トリクロロエタン mg/ℓ	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
1,3-ジクロロプロパン mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
チウラム mg/ℓ	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
シマジン mg/ℓ	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
チオベンカルブ mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
ベンゼン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
セレン及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ほう素及びその化合物 mg/ℓ	1.1	0.6	0.7	0.6	0.6	50以下
ふっ素及びその化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.2	0.2	0.2	0.1	15以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/ℓ	3.7	2.5	4	3	3	※3
1,4-ジオキサン mg/ℓ	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準(別表第1)

※2 「検出されないこと」とは、同省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回することをいう。

※3 1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものに亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg以下

2.ごみの処理主体

多治見市におけるごみの処理主体は、次のとおりです。

1.収集・運搬

家庭ごみ(可燃、破碎及び粗大)の収集・運搬は、旧多治見地区は直営とし、旧笠原地区は委託とします。また、資源(廃乾電池、廃蛍光灯及び天ぷら油を含みます。)の収集・運搬は、多治見市全域で委託しています。

2.中間処理

三の倉センターの運転管理及び堆肥化センターについては委託しています。

3.最終処分

現在の最終処分場の運営・管理については、大畑センター及び笠原クリーンセンターを一体的に管理します。

また、周辺環境への重大な影響が懸念されているため、搬入ごみの検査や環境調査等の継続的实施、また、市民による監視体制も考慮していきます。

＊ 産業廃棄物については、一般廃棄物の処理に支障をきたさない範囲で処理を行うものとします。

第6節 現況におけるごみ処理の課題

家庭ごみの23分別収集や焼却場での熔融炉の導入、堆肥化センターにおける生ごみ堆肥化事業の実施等、ごみの減量と資源化に取り組んでいるところですが、平成23年度に行った中間検証と見直しを行なった循環型社会システム構想の最終目標である「家庭系ごみの資源化率40%」の実現はできませんでしたが、継続して市民と事業者と行政が一体となった取り組みを更に進めていく必要があります。

1.排出抑制・再資源化

平成29年度以降も家庭系の燃やすごみの約2割を占める生ごみの減量・再資源化(リサイクル)を推進することが課題です。

一方、家庭系の燃やすごみに比較し、事業系の燃やすごみの増加率が著しい状況から、平成17年7月には、家庭ごみと合わせて処理手数料の値上げを実施、平成29年4月と令和元年8月に消費税相当分のみを転嫁するための手数料の改定をしました。また、処理困難物であるスプ

リング入りマットレスについて、処理手数料を令和4年度から新設しました。今後は、一般事業所のごみ減量策の検討が必要です。

毎年、三の倉センターでごみの組成分析を行っていますが、およそ3割が紙・布類、プラスチック類他、1割が木類、1割以下が厨芥類（生ごみ）という結果が出ています。分析結果（水分を除去した後の重量比）を表3.27に示します。

表 3.27 可燃ごみ（家庭系及び事業系）の組成

	紙・布類	厨芥類	プラスチック類他	木質類	不燃物類他
三の倉センターで毎年行う組成分析割合	33.8%	4.6%	29.9%	11.0%	10.5%
（令和2年度の平均値）					

2.収集・運搬

収集・運搬体制については、市全体の組織体系のなかで整合のとれた体制にしていく必要があります。

排出困難者対策として、令和3年4月から高齢者世帯等を対象として、粗大ごみの戸別収集を開始しました。

3.中間処理

三の倉センターの長寿命化（稼動期間の延命化）と焼却時の高効率化による二酸化炭素排出量削減を目的に平成23年度から4年間をかけ改良工事を行いました。今後も定期的な修繕を実施するとともに、焼却場から発生するダイオキシン等の有害物質の監視、リサイクルプラザ等の施設の有効利用をしていきます。

また、堆肥化センターは、学校給食や多治見市民病院、岐阜県立多治見病院、モデル地区の調理残渣や残飯等の再資源化（リサイクル）を行い、引き続き生ごみの再資源化（リサイクル）を促進していきます。

4.最終処分

大畑センターは、平成15年4月に現焼却場が本格稼動してからは、焼却熔融可能なものが増えたため、工作物の除去に伴うコンクリート破片、廃陶磁器等に限り受け入れています。また、管理型処分場では、三の倉センターから排出される飛灰を埋立処分しています。

笠原クリーンセンターは、安定型処分場と管理型処分場を併設していますが、平成21年3月の焼却停止に伴い、安定型5品目の中のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類のみの埋立てとなっています。平成28年4月から受け入れを休止しています。

今後は、排出事業者に対する減量化指導、搬入制限の強化等の施策が必要です。

5.啓発と具体的行動

循環型社会システム構想の基本理念を継続するためには、市民と事業者と行政がそれぞれの立場で行動することが必要になりますが、特に行政には、次のような行動が求められています。

- ①積極的な情報の開示・提供と交流の場の設定
- ②市民、事業者の自主的な行動に対する支援
- ③一事業者としての側面を持つ行政の自律的改善

【具体的行動の基本原則】

(1)ごみ減量、再資源化(リサイクル)の優先順位(4R: Refuse、Reduce、Reuse、Recycle の推進)

- ①廃棄物をできるかぎり出さない。(Refuse、Reduce)
- ②同じ形状のまま再利用する。(Reuse)
- ③物質として再資源化し、再生品を優先利用する。(Material Recycle)
- ④エネルギーを回収して利用する。(Thermal Recycle)
- ⑤やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。

(2)アプローチするステージ

- ①モノやサービスの生産・流通段階
- ②消費・利用段階
- ③回収・廃棄段階

(3)つくりあげ維持する手法

- ①市民と事業者と行政は、できるかぎり情報を共有する。
- ②自主的な取り組みの積み重ねとそのネットワークによって社会全体のシステムに高めていく。
- ③ごみの減量やリサイクルに努力した者が報われる。
- ④品目ごとに年次目標を設定し、市民と事業者と行政が協力して常に点検と見直しを実施する。

第4章 ごみ処理基本計画

循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の改正法、容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)、資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)、建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)、食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)、自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)が整備され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成していくための方向性と枠組みが示されました。また、平成 25 年4月1日より、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されました。プラスチックごみへの対応の機運の高まりから、令和 4 年 4 月 1 日「プラスチック資源循環促進法」が施行されることとなり、プラスチックごみの国内循環の促進が必要とされています。

多治見市はこれらの法に基づいたごみ処理を推進するとともに、環境に優しい暮らしを実現できるよう努めるものとします。

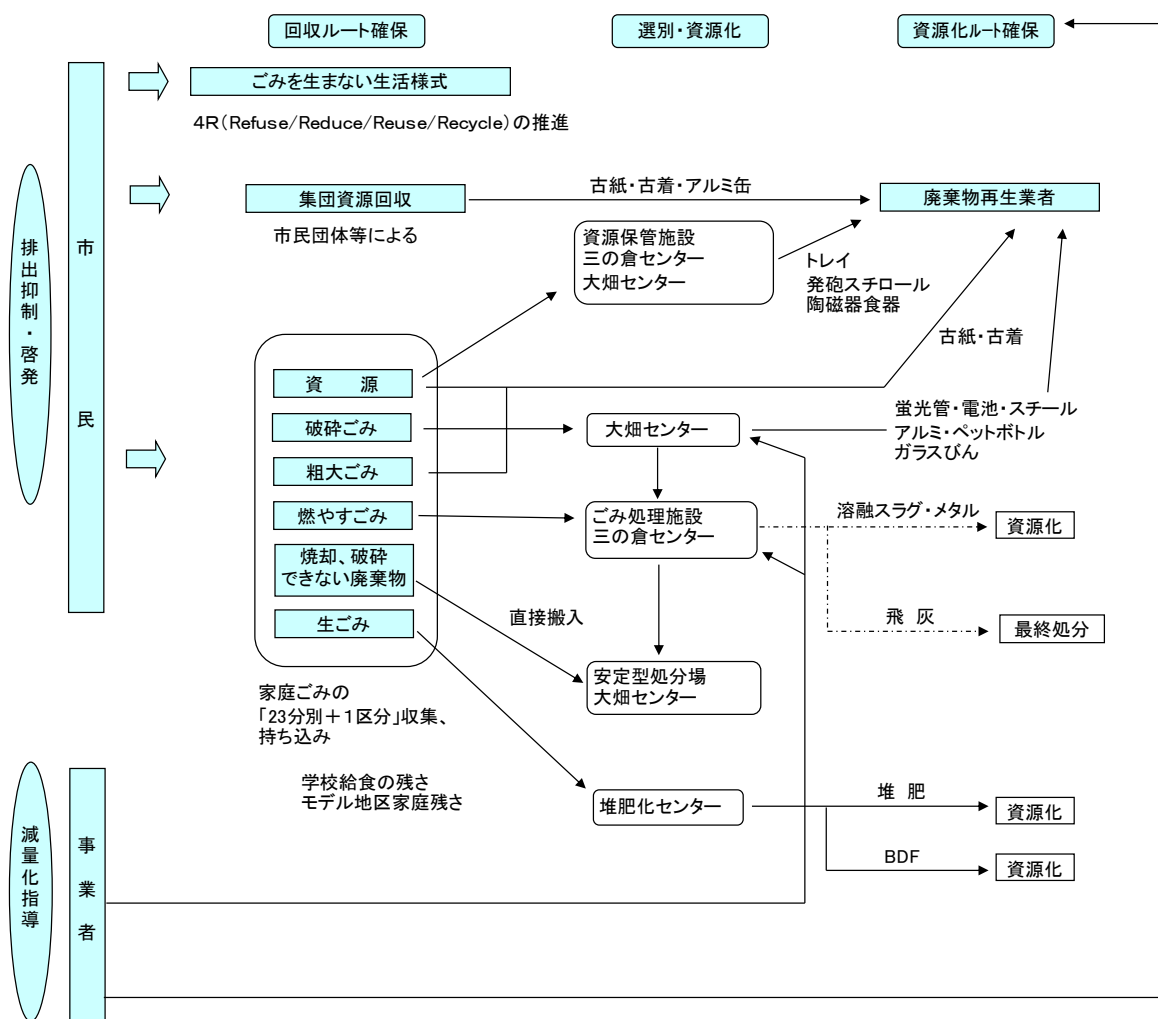
第1節 排出抑制・再資源化計画

1.ごみの排出抑制・再資源化に関する目標

ごみを生まない生活様式の確立に向けて、4R(Refuse、Reduce、Reuse、Recycle)の推進やグリーン購入等具体的な行動様式を提案するとともに、「もったいない」意識を持ち、市民自らが考え、行動する方策を進めます。一方、ごみの発生後の方策として、市民と事業者と行政が、それぞれの排出源で抑制策を講ずるとともに、ごみの減量化及び再資源化のための施設整備を行い、最終処分量の最小化に努め、「ごみゼロ」を目指します。

特に、排出源での排出抑制に向けて、市民及び事業者に対し、ごみ処理の現状を知らせ、考え、行動してもらうために、具体的なごみ減量の目標と方策を示していきます。ごみの適正処理と資源化についての体系を図 5.1 に示します。

図 5.1 ごみの適正処理と資源化



2. 排出抑制・再資源化の方法及び資源化量

資源化施設としては、焼却場にリサイクルプラザを併設していますが、大畑センターも、資源の持込みセンターとして位置付けています。

また、資源集団回収奨励金制度や生ごみ処理容器補助制度については、市況の変動や普及率を反映しながら引き続き支援していきます。資源集団回収量及び資源化量の予測値を表 5.1 に示します。

表 5.1 総排出抑制・資源化量等の予測

(単位:t)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
人口予測(人)	108,404	106,543	104,682	102,821	100,960	99,985	99,010	98,035	97,060	96,085	95,033
集団資源回収	1,948	1,914	1,881	1,848	1,814	1,797	1,779	1,762	1,744	1,727	1,708
収集古紙・古着	788	774	761	747	734	727	720	712	705	698	691
持込古紙・古着	279	274	269	265	260	257	255	252	250	247	245
金属(搬出量)	275	270	266	261	256	254	251	249	246	244	241
ガラスビン(搬出量)	425	418	411	403	396	392	388	385	381	377	373
ペットボトル(搬出量)	83	82	81	79	78	77	76	76	75	74	73
白トレイ(搬出量)	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7
色柄トレイ・発泡スチロール(搬出量)	15	14	14	14	14	14	13	13	13	13	13
天ぷら油(搬出量)	39	39	38	37	37	36	36	36	35	35	34
陶磁器食器(搬出量)	55	54	53	52	51	51	50	50	49	49	48
破砕ごみ内の金属類資源化量	97	96	94	92	91	90	89	88	87	86	85
破砕ごみ内の小型家電(搬出量)	16	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14

※人口予測:多治見市第7次総合計画将来人口の予測を参考に推計

(1) 排出抑制・再資源化の具体的方法

循環型社会システム構想の目標(平成27年度までの計画)として掲げていた資源化率40%を達成するために、減量しなければならないごみの量(平成27年度実績での試算)は、下記の通りです。

【減量する家庭系ごみの内訳1年あたり】

紙・布類	厨芥類	草木類	プラスチック容器 包装類	その他品目 を含め合計 約3,100t
分別のPR・啓発 を強化します。 ※1人15kgの削減	生ごみ処理機等の普及 を継続します。 ※1世帯10kgの削減	排出できる環境整備 をします。 ※1世帯(戸建世帯) 10kgの削減	今のトレイ以外の容 器包装類も分別して いきます。 ※1人5kgの削減	
1,400t	530t	560t	560t	

資源化率40%を達成するため、次のような方策に取り組みます。

①家庭ごみの分別収集の更なる推進

家庭ごみの多くを占める紙類の分別啓発を強化します。また、ミックスペーパー(カーボン紙・アルミ等異物が付いた紙)の資源化に向け、調査研究を行います。

②ごみ処理料金体系の定期的な検討(排出者負担の公平性確保)

ごみの減量と再資源化（リサイクル）促進、排出者負担の公平性のため指定ごみ袋の料金や焼却場・処分場への持込み料金（事業ごみも含む）を社会状況等に応じて見直します。

③事業所のごみ減量化策の検討と指導

ごみ減量計画の作成等、大規模事業所に対する指導を進めます。また、事業ごみ（食品廃棄物を含む）の減量策を検討します。

④家庭の生ごみ堆肥化の取り組み誘導等の促進

家庭用生ごみ処理機購入補助の見直しと普及を図ります。

⑤草木類のリサイクルのための環境整備

伐採した草木類の資源化（堆肥）について、モデル実施地域の継続と他地域での実施を検討します。

⑥焼却により発生するスラグ等の再資源化（リサイクル）推進

スラグ等の再資源化（リサイクル）推進や飛灰の再資源化に関する調査研究を行います。

⑦エコ商品の購入促進

環境への負荷が少ない製品やサービスの優先的購入を勧めます。

⑧プラスチック容器包装類の再資源化（リサイクル）

プラスチック容器包装類の再資源化（リサイクル）について調査研究を行います。

⑨不法投棄パトロールの継続

不法投棄防止のための市内パトロールを継続して実施します。

第2節 収集・運搬計画

1.収集・運搬に関する目標

身近な環境保全と市民生活を維持するため、排出抑制されてもなお生ずるごみを適正処理するため、全域を収集対象区域として排出品目に応じた収集を実施します。

計画目標 { 収集サービスの向上(排出困難者への対応)
収集運搬の効率化(ごみステーションの整理、収集車両の整備)

2.収集区域と人口

収集対象区域は、多治見市の行政区域全域とします。

計画収集人口については、次のとおりとします。

令和3年度(基準年) 108,404 人

令和7年度	100,960 人
令和 12 年度	96,085 人

3.収集・運搬方法及び量

(1)排出の方法

①ごみの区分と排出方法

平成 24 年4月からは、これまでの 23 分別収集に家庭の陶磁器食器を加え、「23 分別＋1」として収集しています。

家電製品(家電リサイクル法で定める品目を除きます。)等、金属とその他の素材の複合物は、平成 15 年より「破碎ごみ」という区分になり、破碎・磁選施設を導入し、分解する手間がなくなりました。平成 23 年7月から、国のモデル事業として、家電製品からの希少金属の回収も実施しています。使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行されることから、引続き実施します。

ごみの排出方法については、燃やすごみと破碎ごみは市指定のごみ袋を用い、資源は地域で決められたリサイクルステーションの回収容器に分別して排出します。また、袋に入らない大型のごみは、粗大ごみシールの貼付が必要です。

なお、生ごみの資源化については、平成 18 年1月から堆肥化センターの運用を開始し、市民の協力を得て堆肥化事業を実施しています。それらの状況をみつつ、多治見市のごみ処理の状況に応じて、排出方法を検討します。

ごみの分別と収集回数を表 5.2 に、分別区分と排出方法を表 5.3 に示します。

表 5.2 ごみの分別と収集回数

区分	内容	収集回数
燃やすごみ	資源化できない紙類、資源化できない布類、生ごみ、木切れ、草木、紙おむつ、ビニール類、プラスチック類、ゴム類など	週2回
破碎ごみ	電化製品(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を除く)などとの金属との複合物	月1回
資源	金属類、紙類、布類、ビン類、ペットボトル、白色発泡トレイ、色柄発泡トレイ・発泡スチロール	月1回
有害ごみ 天ぷら油 陶磁器食器	電池、水銀体温計、蛍光管、陶磁器食器	3ヶ月に1回
粗大ごみ	燃やすごみ: 大型家具、寝具など 破碎ごみ: 大型電化製品(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を除く)、金属を含む大型家具など	素材により「燃やすごみ」か「破碎ごみ」のいずれかに排出

表 5.3 分別区分と排出方法

搬出区分		収集回数	排出方法	収集車両	搬入先
缶・金属類	飲料缶	月1回	リサイクルステーションへ排出	委託業者による	大畑センター
	その他金属類				
紙類	新聞紙・折込チラシ	月1回	リサイクルステーションへ排出		民間ストックヤード
	雑誌類・ざつ紙類				
	段ボール				
	飲料用パック				
布類	布・古着類	月1回	リサイクルステーションへ排出		
ビン類	一升ビン	月1回	リサイクルステーションへ排出		三の倉センター
	ビールビン				
	無色・白色				
	茶色				
	緑色				
	黒色				
	その他色ビン・化粧品ビン・ガラス製品				
ペット・発泡類	ペットボトル	月1回	リサイクルステーションへ排出	三の倉センター	
	白色発泡トレイ			大畑センター	
	色・柄発泡トレイ、発泡スチロール				
天ぷら油	天ぷら油	3ヵ月に1回	リサイクルステーションへ排出		堆肥化センター
有害ごみ	電池・水銀体温計	3ヵ月に1回	リサイクルステーションへ排出		三の倉センター
	蛍光管				
燃やすごみ		週2回	指定ごみ袋を使用し、ステーションへ排出	パッカー車	三の倉センター
破碎ごみ		月1回			
粗大ごみ		品目により燃やすごみ、破碎ごみのいずれかに排出	粗大ごみシールを貼って、ステーションへ排出	パッカー車	三の倉センター

②排出時間

ごみの排出時間は、収集当日の午前8時30分までとします。

③住民への周知・指導

ごみの排出方法については、収集カレンダー及び冊子、チラシ、「広報たじみ」、「FM たじみ

（ビビ）」等を利用して、住民への周知と理解、協力を求めるとともに、要望に応じておとどけセミナーを開催します。

(2)収集・運搬の方法

①収集・運搬方式

・燃やすごみ

パッカー車（機械式収集運搬車）による収集・運搬方式とします。

・破碎ごみ

パッカー車による収集・運搬方式とします。

・資源

パッカー車及び低床トラック（手積式収集運搬車）による収集・運搬方式を原則とします。なお、委託業者の運用により変更はあり得ます。

・粗大ごみ、有害ごみ

パッカー車及び低床トラックによる運搬方式とします。

②収集方式

ごみステーション、リサイクルステーション回収方式とします。

③収集回数

収集回数を表 5.3 に示します。

④収集・運搬時間帯

収集・運搬の時間帯は、8:30～17:00 とします。

(3)収集・運搬対象ごみ量

収集・運搬対象ごみ量の将来予測量を表 5.4 に示します。

表 5.4 将来の収集・運搬対象ごみ予測量

（単位：t）

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
人口予測（人）	108,404	106,543	104,682	102,821	100,960	99,985	99,010	98,035	97,060	96,085	95,033
可燃ごみ	17,810	17,504	17,199	16,893	16,587	16,427	16,267	16,107	15,946	15,786	15,613
資 源	1,772	1,742	1,711	1,681	1,651	1,635	1,619	1,603	1,587	1,571	1,554
破碎ごみ	235	231	227	223	219	217	215	213	211	209	206
有害ごみ	23	22	22	22	21	21	21	21	20	20	20

※人口予測：多治見市第7次総合計画将来人口の予測を参考に推計

第3節 中間処理

1. 中間処理に関する目標

循環型社会システム構想に沿って、生ごみの資源化対策を実施し、一層の減量化、資源化を促進します。

2. 中間処理対象ごみ及び量

(1) 中間処理対象ごみを次のように設定します。

【焼却処理】

- ・「燃やすごみ」
- ・大畑センターからの「破碎残渣」
- ・「し尿汚泥」
- ・「下水汚泥」

【破碎・選別処理】

- ・「破碎ごみ」
- ・「粗大ごみ」
- ・「金属類」

※ 収集した「破碎ごみ」のうち、「小型家電(コンセントもしくは電池・バッテリーで動くもので、家電リサイクル法の対象品目を除く電化製品)」については、職員により「高品位・低品位の家電」とそれ以外の家電に分別した上で、民間業者に売却

【選別・減容・圧縮処理】

- ・「ビン類」
- ・「プラスチック類」
- ・「飲料缶」
- ・「蛍光管」
- ・「陶磁器食器」

※ 収集した「古紙・古着類」は民間業者のストックヤードへ直接搬入

※ 収集後選別した陶磁器製食器は、民間業者へ搬入し粉碎処理

【堆肥化处理】

- ・「生ごみ(一部)」

【BDF製造】

- ・「天ぷら油」

(2) 将来の中間処理対象ごみ量

中間処理対象ごみ量の予測(焼却量)を表 5.5 に、中間処理対象ごみ量の予測(資源化量)を表 5.6 に示します

表 5.5 中間処理対象ごみ量の予測(焼却量)

(単位:t)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
人口予測(人)	108,404	106,543	104,682	102,821	100,960	99,985	99,010	98,035	97,060	96,085	95,033
可燃ごみ	31,594	31,051	30,509	29,966	29,424	29,140	28,856	28,572	28,287	28,003	27,697
し尿汚泥	7,549	7,420	7,290	7,161	7,031	6,963	6,895	6,827	6,759	6,692	6,618
下水汚泥	198	194	191	188	184	182	181	179	177	175	173
計	39,341	38,665	37,990	37,315	36,639	36,285	35,932	35,578	35,224	34,870	34,488

※人口予測:多治見市第7次総合計画将来人口の予測を参考に推計

表 5.6 中間処理対象ごみ量の予測(資源化量)

(単位:t)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
人口予測(人)	108,404	106,543	104,682	102,821	100,960	99,985	99,010	98,035	97,060	96,085	95,033
集団資源回収	1,948	1,914	1,881	1,848	1,814	1,797	1,779	1,762	1,744	1,727	1,708
収集古紙・古着	788	774	761	747	734	727	720	712	705	698	691
持込古紙・古着	279	274	269	265	260	257	255	252	250	247	245
金属(搬出量)	275	270	266	261	256	254	251	249	246	244	241
ガラスビン(搬出量)	425	418	411	403	396	392	388	385	381	377	373
ペットボトル(搬出量)	83	82	81	79	78	77	76	76	75	74	73
白トレイ(搬出量)	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7
色柄トレイ・発泡スチロール(搬出)	15	14	14	14	14	14	13	13	13	13	13
天ぷら油(搬出量)	39	39	38	37	37	36	36	36	35	35	34
陶磁器食器(搬出量)	55	54	53	52	51	51	50	50	49	49	48
破碎ごみ内の金属類資源化量	97	96	94	92	91	90	89	88	87	86	85
破碎ごみ内の小型家電(搬出量)	16	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14

※人口予測:多治見市第7次総合計画将来人口の予測を参考に推計

3. 運転管理計画

(1)施設の管理

ごみ処理施設の全般的管理は、多治見市が自ら行うこととします。なお、焼却施設の運転等については、民間委託しています。

(2)施設の運転計画

施設の運転計画は、ごみ発生量の経年的増加及び季節変動、施設の定期修繕等に十分対応できるよう、運転計画を検討します。

(3)維持管理計画

施設の維持管理については、基本的に「廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」の各事項に準じて行うものとします。また、三の倉センターは焼却施設とリサイクルプラザとも高度な機械設備となっていることから、トラブル防止等、常に研修等により安全かつ経済的な管理技術の向上を図るとともに、操業については、専門業者に委託しています。

また、平成 23 年度から長寿命化を目的とした改良工事を実施しており、今後も計画的な修繕を実施していきます。

(4)情報の公開

周辺住民をはじめ、市民から信頼の得られる施設としていくため、運転状況、維持管理状況（搬入ごみ量・質、検査データ等）について適切に情報を公開します。

4. 焼却処理に伴うエネルギー回収・利用方法

焼却処理に伴い発生する熱を利用し、焼却施設では場内給湯のほか発電を行います。発電した電力は焼却施設とリサイクルプラザの動力源や場内冷暖房用を使用し、さらに余った電力は売電します。

5. 焼却により発生する溶融スラグとメタルの資源化

(1)溶融スラグの資源化

発生した溶融スラグは、道路の舗装やコンクリートの二次製品等の建設資材として再利用し、資源化に努めます。また、JIS 認証により、品質管理の担保ができたことから、新たな利用ルートの開拓にも力を注ぐとともに、別の資源化ルートに関しても検討します。

(2)メタルの資源化

発生したメタルは、資源として金属回収業者に売却します。

6. 分別により収集された資源の処理

家庭から 23 分別＋1 区分により収集された資源については、品目ごとに有効な方法で、再生利用を行うため回収業者へ引き渡します。天ぷら油は、堆肥化センターで処理しBDFを製造します。

第 4 節 最終処分計画

1.最終処分に関する目標

施設をできるだけ延命するためにも、市民と事業者と行政が一体となり、さらなる排出抑制や減量・資源化を図るとともに、熔融スラグの全量資源化及び最終処分量の削減を目標としていきます。

なお、施設については「一般廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める命令」を遵守するとともに、十分な環境保全対策と住民による監視体制を含めた適切な維持管理を進めます。

また、市内事業所から発生する産業廃棄物については、三の倉センター、大畑センター及び笠原クリーンセンターで処理できるものを除き、事業者の自己責任で処理されるよう制度の徹底と指導の強化に努めます。

2.最終処分の方法

飛灰はキレート処理し、コンクリート固化したものを埋立処分します。

大畑センターの管理型処分場では、飛灰はキレート処理し、コンクリート固化したものを埋立処分します。

大畑センターの安定型処分場では、陶磁器くずとコンクリート破片の埋立処分を、笠原クリーンセンターは、安定型5品目の中のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類の埋立処分を行います。

(1)埋立処分量

埋立処分量の予測結果を表 5.7 に示します。

表 5.7 埋立処分量の予測

(単位:t)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
人口予測(人)	108,404	106,543	104,682	102,821	100,960	99,985	99,010	98,035	97,060	96,085	95,033
飛灰	2,633	2,588	2,543	2,498	2,452	2,429	2,405	2,381	2,358	2,334	2,308
埋め立て処分量【大畑】	3,187	3,132	3,077	3,023	2,968	2,939	2,910	2,882	2,853	2,825	2,794
計	5,820	5,720	5,620	5,520	5,420	5,368	5,315	5,263	5,211	5,158	5,102

※人口予測:多治見市第7次総合計画将来人口の予測を参考に推計

3.跡地利用計画

大畑センター最終処分場の埋立終了後は、最終覆土を実施します。大畑センターの一部は都市計画施設の墓地公園内に位置していることから、跡地利用は制約を受けますが、周辺状況及び住民の要望を考慮し、次期の本計画(令和9年度～)において、具体的な跡地利用計画について検討していきます。

笠原クリーンセンター内最終処分場の埋立終了後は、最終覆土を実施します。跡地利用については、周辺状況及び住民の要望を考慮して検討します。

第5節 啓発・環境教育

1.啓発

(1)啓発の目的

排出されたごみを収集、処理、処分するだけでは廃棄物問題は解決しません。今後、循環型社会の構築に向けて、4R(Refuse、Reduce、Reuse、Recycle)の推進に視点を据えて、市民と事業者と行政が一体となって行動するような啓発活動を行っていきます。

(2)啓発の方法

分別排出の重要性、ごみの減量及び資源の有効利用について、次に示すような方法等により啓発を行います。

①メディアを用いた方策

- ・広報紙に廃棄物処理の啓発記事を掲載します。
- ・FM たじみ(ピピ)でごみに関する情報を定期的に放送します。
- ・ホームページにてごみの減量や再資源化(リサイクル)について啓発します。

②環境イベント等の開催

環境イベント等を開催し、ごみ減量や再資源化(リサイクル)の重要性について啓発します。

③ごみ減量協力店の拡大

再生品の販売や簡易包装の推進等、ごみ減量や再資源化(リサイクル)に取り組んでいる市内のスーパー、商店等をごみ減量協力店として認定し、再生品の利用拡大及び簡易包装、レジ袋削減等の拡大を図ります。

④おとどけセミナー等の実施

おとどけセミナーやごみ処理施設の見学会の実施等により、市民や事業者に対して、ごみの減量及び資源の有効利用、ごみ処理施設の現状と課題、処理経費の縮減対策等の情報を提供します。

2.環境教育

(1)環境教育の目的

幼児から社会人までの各段階において、環境教育を実施することにより、多治見市の廃棄物行政についての正しい理解と日常生活のなかでの「もったいない」意識の育成と実践、定着化を図ります。

(2)環境教育の方法

①幼稚園、保育園、学校教育における環境教育

身近なごみの減量化の紹介等を通じ、幼児期からごみ減量や再資源化(リサイクル)意識の定着化を図り、4Rの実践や家庭ごみの23+1分別収集の取り組み、資源集団回収の取り組み、施設見学等の体験学習、外部講師による授業、生ごみ処理の実施等環境モデル校の活動強化を図ります。

②リサイクルプラザの活用

平成15年度に運用を開始したリサイクルプラザを活用し、再資源化(リサイクル)情報の提供とともに、市民自らによる簡易修繕、再生品や不用品等の展示及び交換の場を提供し、紙すき等のリサイクルの実践を体験できる場を設けます。

③市民向け講座等の開催

エコクッキング教室等、ごみ減量に関する市民向け講座を開催します。

(3)総合環境学習の展開

体験型の学習を中心に、個別の施策だけでなく、環境教育を有機的に結びつける取り組みを進めます。

第6節 国・県に対する要望

廃棄物の適正処理は、一自治体や一地域の力では解決できない要因が多く含まれています。特に、再資源化(リサイクル)活動の取り組みの拡大に伴い、回収資源の値下がりや逆有償問題の発生等、個別の施策による矛盾が顕在化してきています。

また、地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊等、地球規模の環境破壊の進行が危惧されており、恵まれた自然環境を次世代へ引き継いでいくための、有効かつ早急な方策の実施が必要となっています。

これらのことから、拡大生産者責任の一層の定着を図るため、国・県等に対して指導的役割を担うよう要望を行っていきます。